

# ふじみ野市小規模契約希望者登録制度 申請の手引



ふじみ野市 PR 大使「ふじみん」

令和6年4月

ふじみ野市

# 小規模契約希望者登録申請をされる方へ

## 【制度の目的】

この制度は、ふじみ野市が発注する小規模な契約案件の見積り合わせへの参加を希望する方を登録し、「少額で内容が軽易な契約」に際しては、当名簿登録者を積極的に見積指名業者として選定することによって、市内業者の受注機会を拡大するものです。

なお、入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されていない方のみ登録をすることができます。

この登録申請を受理された方は、「ふじみ野市小規模契約希望者登録名簿」に登録され、ふじみ野市（各担当課）が発注する小規模な契約の際に見積指名業者として選定の対象となり得ますが、必ずしも小規模契約の見積指名や契約を約束するものではありません。

## 【登録できる方】

ふじみ野市内に主たる事業所を置き、資格者名簿に登録されていない方（経営組織、従業員数等は問いません。）を登録の対象とします。

## 【対象となる小規模契約】

- ・ 130万円以下の工事請負契約又は修繕業務契約
- ・ 80万円以下の物品の購入契約
- ・ 50万円以下の業務委託契約

## 【登録できない方】

- 1 ふじみ野市内に主たる事業所を置いていない方（他の市町村に本社、本店がある場合や、ふじみ野市以外に事業所があり自宅だけが市内にある場合などは登録できません。）
- 2 契約を締結する能力を有しない方及び破産者で復権を得ていない方
- 3 資格者名簿に登録されている方
- 4 希望業種を履行するために必要な資格・許可等を有しない方

## 【登録申請受付期間等】

登録申請の受付期間等は、次のとおりです。

### 【定期受付】

- 1 受付期間  
令和6年4月1日から4月30日 土・日曜日・祝日を除きます。
- 2 受付時間  
午前9時から午後5時15分 正午から午後1時は除きます。
- 3 受付場所  
契約・法務課（ふじみ野市役所 本庁舎3階）
- 4 登録有効期間  
令和6年5月1日から令和8年4月30日まで

### 【随時受付】

- 1 受付期間  
令和6年5月1日から随時  
土・日曜日・祝日を除きます。受付時間及び場所は、定期受付と同様です。
- 2 登録有効期間
  - (1) 登録申請する月の1日から15日の間に申請した場合  
当該申請月の翌月から、令和8年4月30日まで
  - (2) 登録申請する月の16日以降に申請した場合  
当該申請月の翌々月から、令和8年4月30日まで
- 3 その他（変更・廃止届）  
登録事項に変更が生じたとき、又は事業を廃止したときは、別紙様式にて速やかに届けてください。

## 【登録申請窓口及び提出書類】

申請に必要な書類は、以下のとおりです。 定期受付、随時受付共通となります。

- 1 ふじみ野市小規模契約希望者登録申請書
- 2 納税証明書（写し可）  
法人事業者の場合は法人市民税の直近1決算期の納税証明書、個人事業者の場合は代表者の前年度の市県民税の納税証明書を提出してください。
- 3 希望業種履行時に資格・許可等を必要とする場合は、その資格・許可等を証する書類の写し

## 【見積り合わせの方法】

見積り合わせに指名された場合の契約方法は、原則として複数の業者との見積競争により、最低価格の見積書を提出した者と契約することになります。なお、見積り合わせに指名されても都合により辞退することは自由ですが、辞退する場合は、必ず発注担当課へ連絡（電話可）をお願いいたします。

## 【契約の方法】

契約を締結することとなった場合は、発注担当課の指示に従って必ず書面（請書等）により契約します。この場合の契約保証金は原則として免除します。

## 【契約の履行】

ふじみ野市契約規則、その他関係法令に基づき、信義に従って誠実に履行しなければなりません。なお、請け負った契約は、自ら履行することを原則とし、一括下請負（丸投げ）及び市が認めた場合以外の下請はできませんので、希望業種の記載範囲は、自ら施工（履行）できる業種を記載してください。

## 【請負代金等の請求・支払】

請負代金等の支払いは、業務完了後に行う検査に合格後、請求に基づき支払います。支払期間は正当な請求を受けた日から30日以内です。前金払や中間前金払はありません。

## 【不正行為の禁止等】

契約に関して談合等の独占禁止法、刑法、その他関係法令に違反する行為は決して行わないでください。万一登録者が、業務に関して不正又は不誠実な行為等があった場合は、登録を取り消します。

## 【情報公開制度】

小規模契約希望者登録名簿は、市役所庁内・出先機関に提供するほか、契約制度の透明性を向上するため一般に公開（閲覧）しますので、あらかじめご了承のうえ申請してください。

## 小規模契約希望者登録申請書の書き方

- 1 「住所又は所在地」は、事業所の所在地を記入してください。個人事業主が自宅で事業を行っている場合は自宅を事業所として住所を記入してください。
- 2 「商号又は名称」は、法人の場合は商業登記簿に記載された商号を記入し、個人事業主の場合は通常使用している名称がある場合はそれを記入し、名称がない場合は、記入しないでください。
- 3 「代表者職・氏名」の「職」は、法人の場合は商業登記簿に記載された「代表取締役」等の役職名を記入し、個人事業主の場合は「代表」と記入してください。
- 4 この申請書に押印する印鑑は、登録期間中に見積書、契約書、請求書等に使用する印鑑となります。法人の場合は代表取締役印を、個人事業主の場合は実印でなくても結構ですが、ゴム等の変形しやすいものは使用しないでください。
- 5 希望業種は、5種類以内であれば内容の制限はありません。ただし、その希望業務を履行するにあたって、法的な許可・免許・登録等を要する場合はそれらの名称を記入し、許可証の写しを添付してください。
- 6 小規模契約希望業種の記載例
  - (1) 工事・修繕  
土木一式工事、建築一式工事、大工工事、防水工事、塗装工事、屋根・樋工事  
板金工事、サッシ工事、ガラス工事、内装工事、管工事、空調設備工事  
電気設備工事 等
  - (2) 物品等  
事務用品、電気機器、学校・保育用品、日用品、建設・一般資材、食料品 等
  - (3) 委託業務  
建設コンサルタント、建築関連コンサルタント、測量 等

ここに記載した業種は、一例です。業種の種類は問いません。  
希望する業種を具体的にわかりやすく1枠に1業種のみ記入してください。

〒356-8501  
ふじみ野市福岡一丁目1番1号  
ふじみ野市役所 総務部  
契約・法務課 契約・検査係  
049-262-9010(直通)